

瀬戸内中讃定住自立圏脱炭素促進事業者表彰（募集要項）

1 趣旨

瀬戸内中讃定住自立圏（丸亀市、善通寺市、琴平町、多度津町、まんのう町）（以下、「定住自立圏」という。）で脱炭素社会の実現に資する優れた取組や活動等を行う中小企業者等に対し、その功績をたたえとともに、取組の内容を広く紹介することにより、定住自立圏における脱炭素の実現に取り組む機運の醸成を図るもの。

※中小企業者等は別表のとおり。

2 表彰対象

・中小企業者等が定住自立圏で実践している、暮らしの中で“脱炭素化できる行動”の代表的な行動を示した「ゼロカーボンアクション30」など、他者の模範となる優れた取組を対象とする。

※ゼロカーボンとは、企業や家庭が排出するCO₂などの温室効果ガスの「排出量」を削減するとともに、植林、森林管理などによる「吸収量」を増やすことで、排出量の合計を実質的にゼロにすること。

脱炭素に資する取組事例

エネルギーの節約 や転換	○再エネ電気への切り替え ○クールビズ・ウォームビズ ○節電 ○節水 ○省エネ家電の導入 ○宅配サービスをできるだけ一回で受け取る ○消費エネルギーの見える化
住居関係	○太陽光パネルの設置 ○ZEH（ゼッチ）、ZEB（ゼブ） ※エネルギー消費をゼロ以下にする家、ビル ○省エネリフォーム ○蓄電池やV2H・省エネ給湯器の導入・設置 ○木製製品を取り入れる ○働き方の工夫
移動関係	○スマートムーブ ※日常生活においてマイカーを中心とする移動手段を見直す取組 ○ゼロカーボン・ドライブ*EV、PHEV、FCVの導入
食関係	○食材の買い物や保存等での食品ロス削減の工夫 ○旬の食材、地元の食材でつくった菜食を取り入れた健康な食生活 ○コンポストの設置
衣類、ファッション 関係	○環境に配慮した服を選ぶ
ごみを減らす	○マイバッグ、マイボトル、マイ箸、マイストロー等を使う ○修理や補修をする ○ごみの分別処理
買い物・投資	○脱炭素型の製品・サービスの導入 ○ESG 投資※財務情報に加えて、環境への配慮などの観点を取り入れた投資方法
環境活動	○植林やごみ拾い等の活動
事業活動	○脱炭素社会に寄与する製品・技術開発等

3 応募方法

- ・以下のいずれかの方法（持参・郵送・mail）で提出してください。

市町	担当課	住所	電話	Mail
丸 亀 市	生活環境課	763-8501 丸亀市大手町二丁目 4 番 21 号	24-8809	seikatsu-k@city.marugame.lg.jp
善 通 寺 市	環 境 課	765-8503 善通寺市文京町二丁 目 1 番 1 号	63-6307	kankyou@city.zentsuji.kagawa.jp
琴 平 町	住民福祉課	766-0004 琴平町榎井 817-10	75-6707	kankyoueisei@town.kotohira.kagawa.jp
多 度 津 町	住民環境課	764-8501 多度津町栄町三丁目 3-95	33-4480	juukan@town.tadotsu.kagawa.jp
まんのう町	住民生活課	766-0022 まんのう町吉野下 430	73-0123	jumin@town.manno.lg.jp

- ・応募用紙は、定住自立圏の構成市町の担当課に設置してあるほか、各市町ホームページからダウンロードできます。
- ・自薦、他薦は問いませんが、他薦の場合は予め被推薦者から推薦にかかる了承を得たものに限ります。

4 応募期間

令和 7 年 1 0 月 1 日（水）～令和 7 年 1 1 月 14 日（金）

5 選考

- ・別に設置する選考委員会において、応募用紙等による書類審査を実施します。
なお、内容についてヒアリング等を行う場合があります。
- ・受賞者については、ホームページで発表します。

6 評価基準

- ・審査項目については下表の審査項目ごとに 1 0 段階評価とする。

評価項目		配点
① 活 動 の 目 的 ・ 概 要	活動の目的・概要が脱炭素社会の実現に資するものか。	1 0 点
②活動内容	活動の内容が脱炭素社会の実現に向けた、他者の模範となる取組となっているか。また、複数の取組を多面的に実施しているか。	2 0 点
③効果・成果	今後同様の取組が他の地域や団体等に広く波及する可能性があるか。CO ₂ 削減量	2 0 点

④特色	課題や目標の達成に向けて特徴があり、独自性・先進性のある取組か。	20点
⑤地域や社会との連携	地域と連携し、多くの人々の参画を得ながら取り組んでいるか。	20点
⑥今後の活動計画	一過性の活動ではなく、継続的に取り組んでいる、または継続的な取組になることが期待されるか。	10点
合 計		100点

7 表彰

- ・優れた取組や活動等を表彰します（5 者程度）。
- ・受賞者には表彰盾を授与します。
- ・受賞者に対し、選考結果とともに詳細について案内します。

8 応募上の注意事項

- ・応募用紙は返却しませんのでご了承ください。
- ・応募用紙及び活動内容や成果がわかる資料は、ホームページ等で公表します。

別表

(1) 中小企業基本法（昭和 38 年法律第 154 号）第 2 条に規定する中小企業者に該当する法人又は個人
(2) 中小企業団体の組織に関する法律（昭和 32 年法律第 185 号）第 3 条第 1 項第 1 号から第 9 号までに規定する中小企業団体
(3) 医療法（昭和 23 年法律第 205 号）第 39 条の規定する医療法人
(4) 社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号）第 22 条に規定する社会福祉法人
(5) 学校基本法（昭和 22 年法律第 26 号）第 2 条第 1 項に規定する学校
(6) 一般社団法人、一般財団法人、公益社団法人又は公益財団法人であって、中小企業基本法第 2 条第 1 項各号に掲げる業種ごとに、当該各号に掲げる従業員規模以下のもの
(7) 特別法の規定に基づき設立された協働組合
(8) 青色申告を行っている個人事業主
(9) その他適当であると認める者